

様式(細則 5-2)

平成 28 年 9 月 9 日

浜田市議会議長 西 田 清 久 様

議員名 芦 谷 英 夫



## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1、期日 平成 28 年 9 月 4 日 (日)

2、研修内容 松江市障がい者差別解消条例シンポジウム

3、研修先 松江市 (松江テルサ)

4、調査経費 浜田駅⇒松江駅⇒浜田駅 (JR 線利用)

JR 線 4,980 円

5、調査研究活動の概要

別紙報告書のとおり



## 松江市障がい者差別解消条例シンポジウム

- 1 日 時 平成28年9月4日（日）13時45分～
- 2 場 所 松江市（松江テルサ）
- 3 内 容 基調講演 きょうされん（共同作業所全国連絡会）藤井 克徳 専務理事  
パネルディスカッション（障がい者団体・事業所・養護学校など）

### 4 概 要

- ① 講演では、平成26年に障害者権利条約が批准され、25年には障害者差別解消法が成立し28年4月から施行されており、それを受けた形で松江市でも条例を制定し、この10月から施行され全国では8番目となる。話によると条約の真下に憲法があり、条約の「障害があるものないものは平等」、憲法の「基本的人権の尊重」、障害者差別解消法へつながっている、とのお話。
- ② 松江市では27年に条例策定委員会を設置し、アンケートの実施、市民ワークショップ、当事者団体意見交換、パブリックコメントなどを経て、条例案の成案を得て28年6月議会で制定された。
- ③ 松江市の条例の特徴として、障がい者差別解消推進委員会の設置、相談体制の充実など実効性の確保、相互理解の推進に重点を置く具体策、バリアフリー観光の推進、など4つを掲げている。
- ④ パネルディスカッションでは、条例づくりに携わった体験、当事者としての想い、障がい者と接する立場の人など、それぞれの立場からの条例への期待などが述べられたが、全国に先駆けての条例制定であり、試行錯誤したこと、先頭を切ることの意義などの発言があった。

### 4 所 感

- ① 松江市では1年前から条例策定委員会を設置し、アンケートの実施、市民ワークショップ、当事者団体意見交換、パブリックコメントなど、丁寧な策定作業を進めており、これを参考として浜田市でも条例制定の手順、条例の内容などに生かす必要がある。
- ② 浜田市では、同条例の策定作業は、条例策定の検討組織の委員やスケジュールなど、条例制定に向けた体制について検討を進めており、障がい者団体や障がい者を中心、福祉、就労、教育関係機関等に検討組織への参画をお願いするなど、より実効性のある条例としたい、としており議会としても注目していきたい。
- ③ 浜田市には、大手社会福祉法人による障がい者福祉施設や作業所、特別支援学校、相談支援機関、病院などがあり、障がいの理解を促す取り組み、具体的な行動計画、浜田市の地域特性、個別事項などを条例に盛り込むとともに、条例制定を機に差別解消を市民運動にまで広げる必要がある。
- ④ 相模原市の障がい者施設殺傷事件が発生したが、かつて日本でも優生保護法が制定されるなど優生思想が支配した時代があったが、その見直しと差別解消法制定にまで至り、社会的弱者に暮らしやすい社会は普通の人にも暮らしやすく、障がい者に配慮する社会は、健常者にもなお配慮する社会であることを、浜田市の施策に生かし市民の文化として育てたいところである。

—以上—